

市政ニュース

昭和48年11月1日

315号

1部4円

発行所 五所川原市役所



菊をつくる
それはまた華麗な
日本の秋をつくることでもある
冬を前にもう土づくりをはじめ
春がくると丹念に期待の苗を育て
夏は芽を摘み一枚の葉にも丹精をこめる
菊が自分か自分が菊か
心がおどり一つに溶けこむ日が続く
やがて一年の成果がみのり開花する
一服しながら花に話しかける
楽しいひとときである
すがすがしい空気が花と人を包み
もうあたりは美しい秋である

菊薫る季節となりましたが、ことしも五所川原市文化祭を、文化の日を中心に開催することになりました。

主な参加範囲は、市文化振興会議(会長 増田 桓一氏)に所属する団体の方々ですが、一般市民の作品も例年多く展示され好評をえていますので、ことしも盛會が予想されています。

市民のみなさまの多数の参観をお待ちしていますので、お誘いあわせてお出でください。もちろん入場は無料です。

皮切りは十月二十八日、九時から十六時まで、市民文化会館において川柳大会が開かれましたが、この大会は県下の大会になり、各地から柳人が当市に集まり、大会の運営は岩木吟社が担当しました。十一月二日三日、九時から十六時まででは華道展が市民文化会館二階で開かれます。これには小原流、池の坊、遠州流各派の代表的作品が展示されます。

書道展は十一月二日三日四日、九時から十六時まで市民文化会館二階で、十一月

二日三日四日五日の九時から十六時までは、市民文化会館ロビーで盆栽会、菊花展が開かれ、市の盆栽会晩香会の方々が丹精こめた作品を展示しています。

一方、洋画展は十一月二日三日四日、九時から十七時まで中三ギヤラリーで開かれ、市洋画研究会の力作が展示されますし、丸キのホールでは潮友会の魚拓展が同じ日時に開かれています。

飯詰高楯城跡、妙竜寺の閑静な場所を予定しています。市の俳句会が運営責任をとり県下の大会になりますので、これまた盛會が期待できます。

次に市内にある文化碑めぐりもこの日(三日)九時から行なわれます。これは、元町にある若山牧水碑、錦町の八木隆一郎碑、松島小学校々庭の和田山蘭、加藤東籬の碑、飯詰法林寺境内の内海草坡の碑、

津軽フラワーセンター内の上原げんと碑をめぐり、清掃、参拝しそれぞれの遺徳を偲ぶという趣好で行なわれるものです。どなたでも参加できますので、九時までに市民文化会館前にお出でください。マイクロボスなどで出発します。

なんと、いつもこの日(三日)の庄巻は九時から市民文化会館大ホールで開かれる芸能等の発表会です。長富奴踊保存会の奴踊と民謡(九時二十分~十時)、宝生会の謡曲(十時~十時二十五分)、ドレミ

のピアノ(十時二十五分)のピアノ(十時二十五分)

市文化祭開く

さて文化の日の当日は中央公民館、三道会館を会場に九時から十六時まで市民茶会が開かれます。表千家、裏千家、遠洲会の各流がそれぞれの席を設けて、

実際にお茶をサービスします。各流共通の「お茶券」(二百円)が発行されていますのでご利用ください。なお楽しさも加わることと考えます。

俳句大会もこの日(三日)に開かれます。ことしは少し趣をかえて、会場を

十一時二十五分)若草会のピアノ(十一時二十五分~十二時十五分)、双葉会の筆曲(十二時十五分~十三時)棟方パレエ研究会のパレエ(十三時五分~十四時五分)アカネパレエ会のパレエ(十四時十分~十四時十五分)、綾扇会の日本舞踊(十五時~十七時)と続いて詩吟同好会の詩吟剣舞(十七時五分~十七時三十五分)で終了します。ここも入場無料ですのでぜひつくりご観覧ください。

そして、県下短歌大会が中央公民館を会場に十一月九時から十六時まで開かれ全日程を終りますが、郷土館を会場に考古展は期間中開かれています。とくにこ

としては、先程発掘された原

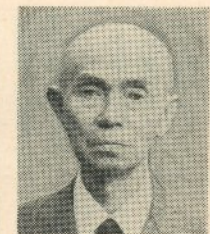
子遺跡の土器も展示されますのでご期待ください。

市文化祭もことしで第十三回を数え、年毎に盛況になっていきますが、市民総参加の行事となるには、まだ時間がかりそうです。各会ではひとりでも多くの会員を希望していますので、この機会に興味ある会に入会したい方は遠慮なく申し込んで下さい。事務局は市中央公民館にあります

文化褒賞

郷土史を発掘

秋元省三氏(八四) 市内大町一番地三号



秋元省三氏

大正七年春、病氣のため教員を退職。以来、郷土史の研究に没頭。とくに西北地方の町村の起源、津軽新田開発の史実などの究明に生涯の熱情を傾けている。昭和三十年、津軽考古学会設立と同時に、郷土史家福士貞蔵会長を助けて副会長となる。当時発表した「相馬大事件の真相」は県内に高く評価されている。

市の四十八年度の「文化褒賞」と「市褒賞」に秋元省三氏ら七氏が決まり、十一月三日「文化の日」に授賞式がおこなわれます。また「文化褒賞」と「市褒賞」を受賞した配偶者の内助の功に報いるため夫人に「内助功労章」を贈ります。

同じ年、県文化財保護協会の設立に伴ない常任理事に推挙された。昭和三十五年から三年間、文部省の依頼で西北五地方の「埋蔵文化財包蔵地の分布」について調査、報告。「平山日記」の解説筆写、「新岡果代日記」(両日記は県文化財保護協会から刊行済)の研究執筆を精力的になしとげた。飯詰「長円寺の梵鐘」、「浅井の獅子舞」を県重要文化財として指定をうけるため東奔西走。市の依頼で前田野目の登窯の発掘に成功し、須恵器の登窯所在の北限説を変える貴重な資料となった。

古文書に通じ

泉潤太郎氏(七二) 市内岩木町一七番地四号



泉潤太郎氏

書道師範。雅号「無味」。「泉書道院」を開いている。地方の交通運輸の開発に秀れた手腕も發揮。昭和三年印刷業を創設し、こんにちなお業界で活躍している。大正十二年、書道に志し天賦の資質と不屈の努力で市の書道界に新風をおくる。その流達な書風は、多くの共感を呼んでいる。

ことし二回目をむかえた「文化褒賞」には、郷土史の研究に没頭し、地方の史実の究明に生涯をささげる秋元省三氏、市の書道界に新風をおくり古文書の研究、解説を通じて文化の振興につくす泉潤太郎氏、医師として社会に奉仕する一方で茶道を通じ市の文化の向上につくす江渡哲哉氏の三氏。「市褒賞」は、地方自治伸展につくした工藤直藏氏、農業の振興につくした小栗山作太郎氏、地方自治の向上につとめた仙庭榮八氏、地域住民の保健指導にその手腕を發揮した三上克比氏の四氏です。



セキさん

古今の書をよくすることは古文書の研究、解説にも通じ、この道の講師としての力量もまたすぐれている。市文化財審議委員会の設置とともに委員にも委嘱され、文化財の発見と保護にも専門的な識見を發揮する。氏はまた、俳句をよくし、数々の秀句をもにした。人間性の深さ豊かさを求めてやまない。現在、五所川原印刷株式会社専務取締役、市立高等看護学院書道講師、市文化財審議委員。内助功労章 夫人セキさん 常に夫を助け、家庭を守って後顧の憂えを与えることなくこんにちに至っている。

茶道とドクトル

江渡哲哉氏(七六) 市内旭町七番地



江渡哲哉氏

医学博士。慶大医学部卒。昭和十二年、現在地に江渡医院を開業。当時、亡国病とまでいわれた結核の予防と治療に献身的な努力を傾けた。この調査研究は学界に発表して注目されていた。北五医師会の副会長、会長として十年の長きにわたる活躍は、西北五地方の医療の中心都市としての基盤づくりを推進したものと高く評価されている。国民健康保険の主旨の徹底と運営に積極的な活動を続け、市民の健康管理にも尽力。氏の日常生活の信条である「社会奉仕の理念」は、その実践を通して関係者に感銘を与えている。



せつさん

茶道に通じ、裏千家の集いである淡交会青森県支部の支部長をつとめる。「茶道」は一般社会人も気軽に楽しむべきものとの信条から、会員を動員して茶席を設け、茶道の社会浸透をはかる。現在、県立五所高校医、結核審査委員など。内助功労章 夫人せつさん 結婚以来夫唱婦随、陰に日向に夫を助けて内助の誉れ高い。

の受賞者きまる

授賞式

市褒賞

地方自治を伸展

工藤直藏氏(八八) 市内浅井字色吉一三九

市政ダイヤル

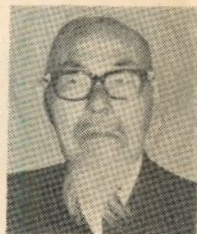
その日の
行事や予定は



⑤4321

文化褒賞・市褒賞

11月3日に



工藤直蔵氏

大正十二年春、推されて長橋村長に就任。五年間勤めた。昭和二年から長橋村消防組頭として十四年間も尽力。村長を辞任した昭和二年、村会議員として村政に参与し、実に十六年の長きにわたって地方自治向上のため献身的な努力を続けた。当時長橋村の信用販売購買利用組合長としても手腕を揮い、地方農業の発展に尽した努力も高く評価された。このため、再び推されて長橋村長に就任。戦後、その識見と学識をかわれて昭和二十六年長橋村農業委員会会長に、昭和二十九年十月、町村合併初の市選挙管理委員会委員長を勤めた。産業組合長時代、当時長橋村が県内一の貯蓄の実績をあげたことは特筆されている。現在、浅井老人クラブ真寿会会長。



小栗山作太郎氏

小栗山作太郎氏(八二) 市内小曲字沼田一二の二。大正八年、農業団体の役員として第一歩を踏み出す。こんにちまで、五十有余年の間、その職責に専念。氏の業績については、これまでの数知れない受賞によっても顕著である。



小みさん

農業の振興と農民の地位の向上に全生命をかけて活躍。昭和二十二年から農地改革制度の円滑な運営と達成に努力し、とくに青森県の農地改革史の編纂は高く評価されている。地方自治と教育関係、さらに土地改良事業、その他の要職をも歴任してきた。現在、川除村第一農協組合長、市農業委員、西洋軽地区産米改良協会会長など。昭和四十四年十一月「勲五等瑞宝章」受章。昭和四十五年十一月「青森県褒賞」を受賞し、夫人小みさん 結婚以来、数々の要職をもつ夫を助け、夫の職務遂行のため大きな力となった。

内助功労章



仙庭栄八氏

地方自治を確立

仙庭栄八氏(八七) 市内松野木字花笠三〇番地。昭和三年金木町助役を振り出しに地方行政に敏腕を發揮。そのすぐれた人格識見を囑望され、昭和六年から十年近く小泊村長を勤めた。昭和十六年、郷里の長橋村に帰り、推されて村議会議員を一期勤めたあと村長に当選。二期目に昭和二十九年の町村合併のリーダーとして奔走し、一町六カ村を合併した「五所川原市」誕生に全力を傾注した。合併後一回目の市議選に当選。同年市議会議長に就任し、以後辞職するまでの六年間議長の重職を勤めあげた。氏の、地方自治の確立と市政振興に貢献した功績は図り知れない。昭和三十四年二月「県褒賞」、三十五年三月「藍綬褒賞」受章、四十年四月「勲五等双光旭日章」を受けている。



小みさん

内助功労章

夫人小みさん

夫の実に四十有余年にわたる政治活動は、夫人の内助の功に負うところが大きい。



三上克比氏

自治と保健指導

三上克比氏(八六) 市内旭町六五番地

五所川原町会議員に当選し、四期にわたり町政に活躍。町村合併による「五所川原市」誕生の推進力ともなった。三十年間、北部医師会理事、青森県医師会代議員として活躍した。昭和二十三年二月には、日本医師会代議員に当選、二期四年間にわたり日本医学界で活躍。昭和三十一年から九年間勤めた北郡医師会会長としては、地域住民の保健指導にその手腕をいかに発揮した。四十四年十一月「勲五等瑞宝章」受章。

稲作の復元に 休耕田の秋起しを

米生産調整の休耕奨励補助金は、ことし限りで打ち切られるため、明年度はこれまで休耕してあるたんぼは稲を作付(稲作復元)するか転作するかのどちらかを選ばなければなりません。このため、休耕している農家は明年度休耕田の復元などで、これまでにない忙しさが予想されます。

このような春先の予想される混乱をできるだけ緩和して明年の稲作復元を容易にするため、ことし休耕田の秋起しをお勧めします。

秋の作業は

△水はけがよく、秋起しができるような休耕田は、秋起し作業をすませる

△秋起しができないところは、秋のうちに雑草処理、かん木などの抜きとり、あるいは畦畔や水路などの補修をすませてください

秋起しの利点

△これまでの復元田では、ガス発生による根ぐされなどの生育障害を起している例があるが、秋起しをすればすき込まれた雑草の腐熟がすすみ、これらの障害が少なくなり、雑草の防除、害虫の駆除に役立ちます

△有機物が増加し、水田の土の状態がよくなります
△明春のトラクターや労力の調整に役立ち、休耕田の稲作復元がすすみやすくなります

秋起し作業に補助金

△県では、休耕田の秋起し作業をすすめるため、四十八年度に単純休耕や寄託休耕をした水田を秋起しした農家に対して確認のうえ十アール当たり二千元を交付する予定です

△秋起して二千元の交付を受けた農家に対し、明年の稲の作付を確認したうえでさらに一千元程度の追加交付をすくえで検討をすすめています

△秋起しをやらす雑草処理、かん木の抜きとり、畦畔、水路の補修だけをやった場合は、補助金は交付されません。

なお、秋起しを実施する農家は、十一月十五日まで「秋起し実施申請書」を市農林課に提出してください。用紙は当課にあります。

小企業融資

小企業者の経営改善を促進することを目的とした制度で十月十一日から実施されています。

※融資の対象と条件
常時雇用者が商業、サービス業ではふたり以下、製造業、などは五人以下の小企業者で、次に該当するもの

▽これまで商工会議所の経営指導を受けている方
▽所得税、事業税、住民税(均等割を含む)を完納していることなど、

※貸出限度
一〇〇万円以下(運転資金は五〇万円以下)
※貸出期間
二年以内。無担保、無保証人
※金利 年七割

9月市議会定例会

◎市税条例の改正等きまる

市議会第四回定例会は九月二十一日から十月三日までの十三日間にわたって開かれました。

提出された議案は十五件(うち議員提出によるもの一件)報告一件でその大要はつぎのとおりです。

△四十七年度病院事業会計

水道事業会計決算の認定
△昭和四十八年度一般会計補正予算二億八百五十五万五千円を追加、総額を三十億八千七百八千円としました。
△国民健康保険、高等看護学院、病院事業会計、水道事業会計の補正予算

△市税条例の一部改正 特別土地保有税を新設のため改正しました
△職員給与に関する条例の一部改正
△市営による土地改良事業施行の一部変更
△市営による土地改良事業の施行



花と緑と
小鳥のひろば

新米の出荷が始まった五所川原駅構内で、ドバトにまちってスズメもおこぼれを啄んでいる姿を見かけます。

このスズメは、農家から嫌われ害鳥にされていますが、食性調査によると穀類三八・四％、野草の種子四六・六％、昆虫八・一％、その他六・九％で四月から

九月までの繁殖期には昆虫を中心に動物質を多くとり一菓のひなが成長するまでに親鳥は約八千匹の虫を与えらるといわれています。

スズメ

(スズメ科)

この嫌われ者のスズメも立て混んだ市街地に住んでいる人にとっては、こんな庶民的な鳥は他になく、ど

んな狭い庭先でも遊びにくるし、騒音や公害に悩む人に潤いを与えてくれます。農家にとって困りものスズメも、あれこれ総合してみるとスズメの功罪は六分の有益性があると思われ

ます。
スズメの分布は、人家のない山地や高山、森林を除いては、日本全国に生息しています。

修学資金の 予約貸付

この資金の貸付けは、母子家庭で明春四月高校、大学、各種学校などに進学を予定している家庭で、経済的に本資金の貸付けを必要とされる者に対し貸付けを行なうものです。該当すると思われる方は、十一月二十日まで印鑑と、国保の保険証を持参のうえ市福祉事務所福祉係までお出ください。

年金法改正による 特集号

保険料、つまり増額年金を納めた場合は、年額六万円（現行五万四千元）が定額分の老齢年金の額に上積みされます。

※改正前は、所得比例年金（増額年金）ともいつてましたが四十九年一月から附加年金と名称が変わり家庭の主婦も加入できることになりました。

○既裁定年金受給権者についても昭和四十九年一月分から引き上げられた年金額でうけられます。

○あらたにスライド制による年金額の自動改定がとり入れられました。

物価の変動に応じて年金額を引き上げるスライド制が採用されます。これは、年度平均の消費者物価指数が五割以上変動したとき、その変動率に応じて年金額を自動的に改定しようとするもので、五年ごとの再計算における年金額の改定とは別に行なわれます。

○かけ金も高くなります。定額分のかけ金は一月九百円（改正前五百五十円）に、附加年金のかけ金は一月四百円（改正前三百五十円）に、五年年金のかけ金は一月九百円（改正前七百五十円）になります。

した。（昭和四十八年十月一日）

(1) 老齢福祉年金

年額六万円（現行三万九千六百円）となります。

(2) 障害福祉年金

年額九万円（現行六万円）となります。

(3) 母子（準母子）福祉年金 年額七万八千円（現行五万一千六百円）になります。

※四十九年一月から加算の子ひとり年額九千六百円（現行四千八百円）ふたり目から年額四千八百円 加算されます。

○所得による支給制限が緩和されました。福祉年金をうけている本人の所得制限は、四十三万円（現行三十八万円）に、また福祉年金をうけている人を扶養している扶養義務者や配偶者の所得制限額（標準六人世帯）が六百万円（現行二百五十万円）に引き上げられました。

なお、所得制限の緩和は、四十八年五月にさかのぼって実施されます。○併給制限が緩和されました。戦争公務により扶助料をうけている人の福祉年金

改善された国民年金

これらのかけ金は四十九年一月から引き上げられます。

○再開された

五年年金

高齢者（明治三十九年四月一日までに生れた人）の方がひとりでも多く、拠出制の年金をうけて貰うため五年年金に再加入できる道を再開しました

○加入できる人

①今年まで 拠出制の年金に、加入しなかった人

②十年年金、五年年金の加入を途中でやめた人。などとなっていますが思

二日から、明治三十九年四月一日生まれ）までのおとしよりには、福祉年金に準じて老齢特別給付金を四十九年一月から支給することになりました。年金額は、四万八千円（月額四千円）で所得制限の適用や支払時期などは老齢福祉年金と同じようになっています。

※二級障害福祉年金

従来障害福祉年金は、一級障害（特に重い障害）に該当する人だけに支払われていましたが、今回の改正で二級障害（一級よりも少し軽い）に該当する人にも月額五千円の障害福祉年金を政令で定める月から支給することになります（四十九年一月実施を別途とする予定）

以上、今回改正された国民年金制度の主な内容ですが、この改正内容を一覽にしてみます。もう一度およみになって自分のもの国民年金にしたいと考えます。

年金納入組 合長研修会

国民年金法の改正によりその内容をみんなのものにするため、年金係の方で来る十一月六日、午前十時から市民会館において市内年金納入組合代表者の出席をお願いし、研修会を開催いたします。

(注) ；年金法の改正に伴ない金融機関を通して保険料を納めている方は、第四期分についてだけ、各支所窓口において納入通知書差額保険料らんにゴム印を付していただき納入することになりますので間違いないようにしてください。

○新制度

※老齢特別給付金

現在、六十七歳から、六十九歳（明治三十七年

◎通算老齢年金
年金額の計算基礎額がります。

- 年金額が引き上げられました。（四十九年一月実施）
- ◎老齢年金
○二十五保険料を納めた場合は年額二十四万円（現行九万六千円）
- 十年年金→年額一十五万円（現行六万円）
- 五年年金→年額九万六千円（現行三万円）

(3)5年年金 (4)5年年金差額分 (5)5年年金再開分のみな し期間分 (6)時効消滅分	<ul style="list-style-type: none"> ・月750円を900円に(1.2倍アップ) ・月150円(49年1月以降前納者に限る) ・月900円(納期限50年6月30日まで) 	<ul style="list-style-type: none"> 49,1~4 9,12まで 49,1~4 9,12まで 48,10~ 48,12
(7)5年年金再開分 ※5年年金の加入再開	<ul style="list-style-type: none"> ・月900円(特例納付できる期間49,1,1~50,1,2,3,1) ・月900円 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和48年1 0月1日実施
※福祉年金関係 1、年金額の引き上げ (1)老齢福祉年金 (2)障害福祉年金 (3)母子福祉年金、 準母子福祉年金	<ul style="list-style-type: none"> ・年額3万9千6百円を6万円に ・年額6万円を9万円に 年額5万1千6百円を7万8千円に ※加算の子1人につき年額4千8百円加算を1人 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和48年1 0月1日実施
(4)既裁定年金受給者年金額 ※所得制限等の緩和 (1)所得制限の緩和 (2)併合制限の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・本人所得38万円を43万円まで緩和した ・扶養義務者等の所得制限 年収入250万円を60万円まで緩和した。 ・公務扶助料 中尉までを大尉までに緩和した。 ・普通扶助料 6万円を10万円まで緩和した。 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和48年5 月分より実施 昭和48年1 0月より実施
※老齢特別給付金の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・明治37年1月2日~明治39年4月1日生まれの69~67歳の者に年額4万8千円の福祉年金とみなす老齢特別給付金をあらたに支給する。 ※5年年金再開分に加入しない明治39年4月2日~明治44年4月1日生まれの者については、老齢特別給付金の対象にいまのところしていないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和49年1 月1日実施
※年金証書の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・拠出年金証書を担保にすることができるようになった。 ・担保扱い金融機関が別に法律できめられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施月につ いては別に法律 で定められる

年金法の改正によって、国民年金保険料は、昭和49年1月より月900円になります。
昭和48年度としてすでに被保険者に発行している納入通知書第4期分(1,2,3月分、S,49,31納期限)1,650円<550円×3ヵ月>は、こんど2,700円(900円×3ヵ月)と改正、差額保険料として1,050円(350円×3ヵ月)は、差額保険料空欄に市で統一したゴム印による金額が明示され被保険者がこれによって納めることとなります。また所得比例(増額年金)加入者、5年年金等も、それぞれ差額保険料空欄に市の統一したゴム印で金額を明記し納めることとなります。この差額保険料の記入は、各支所、市役所(年金係)で行なっていますので4期分を納付する前に提示するようお願いいたします。

・現行 三百二十円×保険料納付月数
・改正後 八百円×保険料納付月数
※明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた人については特別に八百円を千二百円で計算します。
◎障害年金
一級障害年金は↓年額三十万円(現行十三万二千円)
二級障害年金は↓年額二十四万円(現行十万五千六百円)
◎母子(準母子)年金
遺児年金
年額二十四万円(現行十万八千八百円)になります。
※加算の子ひとりにつき年額九千六百円(現行四千八百円)
二人目からは年額四千八百円加算されます。
◎附加年金
二十五年附加保険料(今まで所得比例とあるを附加

給や、年金などをうけている人や、他の公的年金制度に加入している人のぞかれます。
加入の申出は、昭和四十八年十月から四十九年三月までの間に行なわれま
す。保険料は一ヵ月九百円です。
◎過去の滞納したかけ金も納められます。
時効になって、納めたくても納めることのできなかった古いかけ金のたまっている人は、昭和四十九年一月から昭和五十年十二月までの間に、月額九百円で納めることができることになります。
特に老齢年金をうけるに必要な期間分を納めていない人は、この機会に納めないと将来年金を貰うことができなくなりま
すので必ずお忘れなく納めて下さい。
◎年金額が引き上げられま

国民年金法の一部改正内容一覧(48,9,18国会成立26日公布)

改正事項	改正内容	摘要
※拠出年金関係 1、年金額等の引き上げ (1)老齢年金 10年年金 5年年金 25年年金 (2)障害年金 1級障害 2級障害 (3)母子・準母子・遺児年金 (5)死亡一時金	<ul style="list-style-type: none"> ・年額6万円を15万円に(2.5倍アップ) ・年額3万円を9万6千円に(3.2倍アップ) ・年額1.5万円を3万円に(2倍アップ) ※定額分9万6千円を24万円に(2.5倍アップ)付加分(これまで増額年金(所得比例)と称していた)5万4千円を6万円に(1.1倍アップ) ・年額13万2千円を30万円に(2.3倍アップ) ・年額10万5千6百円を24万円に(2.3倍アップ) ・年額10万8百円を24万円に(2.4倍アップ) ※加算の子1人につき年額4,800円を、1人目9,600円、2人目以上1人につき4,800円に ・3年~10年末満1万円を3年~15年末満1万4千円/満1万7千円に ・10年~15年末満1万4千円/満1万7千円に ・受給権者であっても、年金をうけな いで死亡したときは死亡一時金がうけられるよう改められた。 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和49年1月1日実施 18歳未満の子(遺児は20歳)が1人きり加算なし 年金裁定請求中死亡したときは死亡一時金がうけられる。
※保険料の引き上げ (1)定額分 (2)付加年金	<ul style="list-style-type: none"> ・月550円を900円に(1.6倍アップ) ※49年1月以降前納者には差額納付させないで逆に期間をつめる充当措置がとられる ・月350円を400円に(1.1倍アップ) 	<ul style="list-style-type: none"> 49,1~9,12まで 49,1~

おしらせ



堆肥の共励会

市では、四十八年度の堆肥生産共励会をおこないましたので、参加される農家は十一月十五日まで市農林課に申し込み書を提出してください。

審査は、十二月上旬(積雪により変更あり)におこないません。審査は水田の耕作面積、堆肥量、被覆の有無、積込量、腐熟の程度などを対象とします。

補助も

市では、ことしも堆肥による良質米づくりを推進するため、堆肥生産農家に補助(補助対象経費の五割以内)します。

堆肥をつくって補助を受けようとする農家は、補助金交付 申請書、事業計画書、収支予算書を市農林課に提出してください。

老人と電話

電報電話局では、ひとり暮らしのおとしよりや母子家庭などから電話の加入申し込みを受けますと、優先しておつけすることになりました。

対象となるのは、六十五歳以上のおとしよりで、ひとり暮らしの方。未成年者、寝たきりの配偶者、心身障害者などと生計をともにする方。母子家庭。また公害病認定患者、心身障害者、身体障害者の後見人または

親権者。

▽架設の費用
加入料、設備料
債権の引き受は一般の場合と同じです。

▽必要な書類
住民票、身体障害者手帳など

詳しくは、五所川原局④二〇〇一番におたずねください。

保母さん試験

県主催の四十九年第一回

青森県保母試験は、次の日程でおこないます。

▽期日 四十九年一月九日(水)から十一日(金)までの三日間

▽場所 青森「明の星高校」

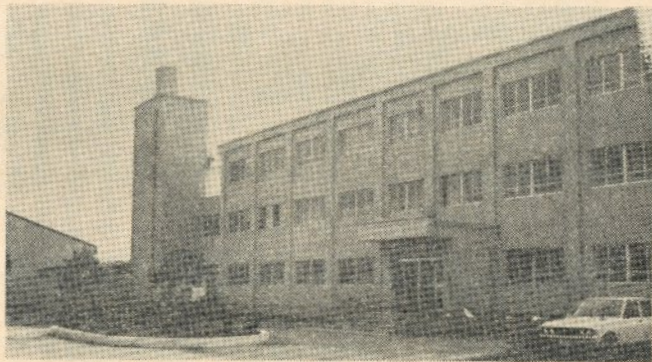
▽受験申込み

四十八年十一月十五日(木)から同十二月七日(金)まで

なお、詳細については、市福祉事務所(⑤二二一番)にお問い合わせください。

平山さん受賞

人権擁護委員の平山スエさん(布屋町一九)は、十月三日熊本市で開かれた第二十一回全国人権擁護委員連合会の総会で長年人権擁護委員として、人権の擁護と人権思想の普及に貢献された功績で全国人権擁護委員連合会長から表彰されました。



訓練生を募集しています。

五所川原総合高等職業訓練校では、四十九年度の訓練生を募集しています。

▷募集人員 機械科(機械専攻)、機械科(仕上専攻)、電子機器科、配管科、板金科、溶接科各二十五人、計百五十人。▷受験資格 中卒以上の学力を有する者 ▷訓練期間 各科とも二カ年 ▷提出書類 (当校規定のもの) 入校願書、身上書、写真(二枚)、身体検査書、調査書 ▷願書の受付 十一月一日(木)~十一月三十日(金)まで。三十日消印有効(郵送可) ▷選考日 四十八年十二月十二日(水) 午前九時から ▷選考方法 筆記試験(国語、数学、理科)、面接試験 ▷合格発表 十二月十九日(水)。本人、出身校に通知する。▷入校日 四十九年四月六日。なお、入校中の経費や寄宿舎など、詳しくは当校(電話〇一七三三⑦二〇二四番)へ

離農すると

一時金を支給

農業者年金の一時金(離農給付金)は、一定の要件を満たし、離農した農業者に支給されます。

一定の要件とは、①離農するまで、引き続き五年以上農業に従事してきた二十歳以上の経営主で、最後の農地を処分した一年前の日に三十アール以上の自己名義の農地などを所有していたこと②その農地を農地として離農者の世帯員以外の農業者年金の被保険者、六

移動消費生活

センター開催

市では、県消費生活センターと共催で次の日程で開催します。

▽場所 本町「中三」デパート五階

▽期日 十一月十三、十四の両日、午前九時から

▽展示品 米、農業、食糧、衣料、洗剤の各コーナーをはじめ、商品分析テスト、苦情相談所も開設します。

離農を決定されたときは、市農業委員会(本庁四階、電話⑤二二一番)へ